

平成30年 5月8日
福島河川国道事務所

河川敷に不法投棄（土のうに入った碎石等）を発見
－ 警察に通報しました。お気づきの方 一報ください－

5月7日二本松市安達ヶ原4丁目地先（阿武隈川右岸 安達ヶ橋真下）の河川敷（高水敷）に土嚢37袋（土砂等入り）が不法投棄されたのを発見しました。

5月1日に巡視点検を行っており、それ以降のGW期間中に投棄したものと思われる。何かお気づきの方は、一報ください。

詳細は以下のとおりです。

- 確認月日 : 5月7日河川巡視点検（委託業務）中に発見
確認場所 : 二本松市安達ヶ原4丁目地先（阿武隈川右岸 安達ヶ橋直下）
（別添資料参照）
投棄物品 : 中身入りの土嚢 37袋
（※空間線量は、当該周辺地域と変わらないことを確認済み）
不法投棄立会等 : 二本松警察署 通 報 : 5月7日（月）14:00頃
現地立会 : 5月8日（火）9:30頃
対 策 : 不法投棄の情報提供看板の設置（5月9日設置予定）。
そ の 他 : 5月1日に巡視を実施し、異常なし（不法投棄なし）で確認した

※不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処競られる場合があります。

- ◆「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
- ◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・・・5年以下の懲役または1000万円以下の罰金（法人等の場合は3億円以下の罰金）

<< 発表記者会：福島県政記者クラブ >>

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局
福島河川国道事務所 TEL 024-539-6129
河川管理課長 平山 清人

阿武隈川 不法投棄 位置図

場所:二本松市安達ヶ原4丁目 地内(阿武隈川右岸 安達ヶ橋真下)
投棄物:碎石等(土のう袋37袋)
確認月日:平成30年5月7日



この地図は国土地理院長の承諾を得て、
同院発行の電子地形図(タイル)を複製した
ものである。【承認番号 平29東複 第33号】